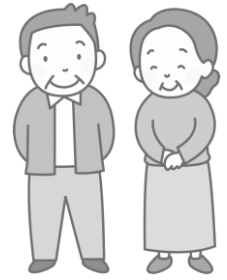


要介護等の認定までの流れ

介護サービスや介護予防サービスの利用には、申請と認定が必要です。

☆介護・介護予防サービスを利用するには…



①申請

申請に必要なもの

- ・要介護・要支援認定申請書
- ・介護保険の保険証
- ・医療保険の保険証（40歳以上65歳未満の人）
- ・主治医の意見書（本人の主治医に、心身の状況についての意見書を作成してもらいます）



申請の窓口

高齢介護課

TEL. 0766-20-1165

②認定調査

市の職員などが自宅などを訪問し、心身の状況などについて、本人や家族から聞き取り調査を行います。

③介護認定審査会で判定

④認定結果の通知

要介護状態の区分

- ・地域の健康づくり教室や介護予防事業を受けられる方…非該当
- ・介護保険の介護予防サービスを受けられる方…要支援 1.2
- ・介護保険の介護サービスを受けられる方…要介護 1~5

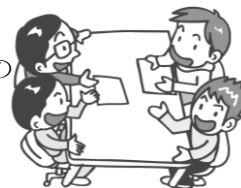
※認定には有効期限があります。有効期限前に更新手続きが必要で、要介護の程度に変化があった場合は、再度認定の申請をします。

⑤ケアプランの作成

要介護の程度によって、保健師や介護サービス提供事業者などとケアプランを作成します。利用者に合わせた内容を、本人・家族・担当者が話しあって検討します。

※介護・介護予防サービスを受けるには、ケアプランの作成が必要です。

※ケアプランの作成に利用者負担はありません。



申請から原則三十日以内に通知が届きます

⑥介護・介護予防サービス開始

作成したケアプランにもとづいて、介護または介護予防サービスを利用します。

介護保険、介護予防事業で利用できるサービス（例）

